

# 「京都市観光プロモーション映像制作事業」に関する業務 仕様書

## 1 委託業務名

「京都市観光プロモーション映像制作事業」に関する業務

## 2 業務目的

コロナ禍を経て、サステナブルツーリズムをはじめ、寺社仏閣などオーソドックスにとどまらない、京都の新たな観光コンテンツに対する関心が近年高まっていることなどを踏まえ、SNS やウェブサイト、海外の商談会など、様々な場面で活用できるよう、京都観光の映像コンテンツを新たに制作し、上質な京都観光の情報発信につなげ、効果的に京都の露出増を図るもの。

なお、映像には、京都観光に関わる全ての皆様が、お互いを尊重しながら持続可能な京都観光をともに創りあげていくことを目指す「京都観光モラル」の理念を取り入れること。

## 3 業務期間

契約の日から令和6年3月29日（金）まで

## 4 業務概要

海外や国内で使用することを前提に、京都観光の魅力を感じるようなコンセプトの高画質な映像を制作するにあたり、以下の業務を行うこと。

### (1) 企画策定

映像シナリオの企画・立案・撮影先の調整

### (2) 映像撮影、編集

映像シナリオに基づく映像の撮影（ハイビジョン）・編集

### (3) 映像のデータ化

映像を動画データとしてメディアに記録

### (4) その他

映像制作に当たり必要と思われる作業

## 5 業務内容

### (1) 企画策定

① 企画書には[表]に記載する目的・映像使用者・使用機会・編集方針・映像素材例・映像時間及び本数を踏まえて、映像タイトル、制作方針、映像構成、表現方法（状況設定）、スケジュール、履行にかかる組織体制等について記載すること。

[表]

映像テーマ	京都市観光プロモーション映像
目的	適切なツールに応じ、効果的に京都の露出増を図る。
映像使用者	日本国内・海外メディア等
使用機会	国内外の広範囲で使用予定（許可範囲は応相談）

編集方針	季節感、高級感、躍動感のある内容とし、視聴する外国人に本市を訪れたいと思わせる構成とする。(ドローン映像を含む)
映像素材・要素(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都の俯瞰映像</li> <li>・市内の映像(伏見、大原、高雄、山科、西京、京北等にスポットを当てた映像を含む。)</li> <li>・春夏秋冬の映像</li> <li>・寺院神社の映像</li> <li>・伝統産業、伝統芸能(花街、茶道、華道など)、京料理・京菓子、日本酒等の映像</li> <li>・近代的な京都の映像</li> <li>・トレイル等のアドベンチャーツーリズムの映像</li> <li>・パンデミック以降、ウィズコロナの観点を含めた映像 等々</li> </ul> <p>※以上は、例の列挙であり、映像に全てを含める必要はない。</p> <p>※映像は、サステナブルツーリズムを意識した描写を含めること。</p>
映像時間及び本数	本編6分程度を1本 (本編から3分程度を2本、30秒程度を10本再編集)

② 企画書に基づき、台本や絵コンテ等の映像の内容が把握できるもの（以下「台本等」という。）を作成する。

台本等は、事前に委託者に提出し、十分調整すること。また、委託者から修正が求められた場合は速やかに修正を行うこと。

③ 映像制作に必要なディレクター、スタッフ、キャスト、機材、施設、車両及び消耗品等の準備及び管理を行うこと。

## (2) 映像撮影・編集

委託者との調整を経た台本等に基づき、以下の通り取材、撮影、編集、MA、オーサリング等を行い、完成させること。

① 大型スクリーン(200インチ程度)等での上映も考慮に入れ、相応の画質・品質とすること。

② 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費も全て見積に含めること。

③ 撮影場所は、京都市内において実施するものとする。なお、寺院神社、伝統産業、伝統芸能等の具体的な撮影場所等は委託者と協議の上で決定する。

④ 取材・撮影にあたっては、事前に日程、体制及び内容について撮影計画を提出し、委託者の承認を受けること。

⑤ 事前に関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続きほか必要な手続き及び一切の業務を行ふこと。

⑥ テロップを挿入する場合は英語表記を基本とすること。その際には英語を母語とするネイティブのチェックを必ず受けること。

- ⑦ 委託者の立会いのもと、事前に試写を行い、委託者の承認を得た上で完成させること。なお、試写の結果、委託者が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと。

#### (3) 映像のデータ化

- ① 制作した映像について、以下のとおり納入すること。下記一覧は必須事項とし、これを超える提案を妨げない。特に、DVDについては世界各地で使用できるよう配慮すること。

品名	規格	数量
DVD（含むパッケージ）	NTSC 方式 リージョンコード 0(ALL)	20 部
	PAL 方式 リージョンコード 0(ALL)	20 部
映像データ	MP4 データ等(HD 形式)	1 式

- ② 市販の DVD プレーヤー及びパソコンの両方で再生できること。

- ③ 委託者の用途に応じ他の形式に変換すること(音・映像素材別など)。

#### (4) その他

DVD 盤面は、委託者が第三者との契約により、DVD 等を複製制作する場合にも使用できるよう、デザインの版下データ等を納品すること。

#### (5) 留意事項

- ① 春の映像など撮影ができない映像については既存の映像の利用を可能とする。ただし、利用に係る一切の費用は委託費に含まれる。また、利用に係る権利処理は受託者が行うこととする。
- ② 事業の円滑かつ効率的の実施のため、委託者と密接な連携を図り、必要に応じ専門家を交えた企画会議を実施しながら事業を進めるものとする。

### 6 その他

#### (1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

#### (2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

#### (3) 著作権の取扱

- ① 当事業で制作した映像、画像、音声の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は委託者に譲渡するものとし、委託者が作成・運営するホームページや観光プロモーション、イベント等に隨時使用、複製、再編集でき、かつ、京都市の観光 PR のため、第三者が自由に二次利用できるものとする。
- ② 制作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が行う。

#### (4) 権利処理

- ① 本映像に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利及び、監督・脚本・出演者・カメラマン・アートディレクター・技術監督・

その他制作関係者の本映像の著作権に関して、何ら問題の生ずることがない完全な状態で委託者のみに帰属するよう留意すること。

② 前項に関し、関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

③ 本映像の行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。

関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があつた場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

④ ①から③に加え、成果物が、インターネット上の動画配信サイト等で公開可能な映像となるよう、権利処理に特に留意すること。

#### (5) 瑕疵担保責任

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

#### (6) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、委託者の指示するところによるものとする。

以上